(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあっては、幹線道路の各側端から外側おおむね五〇メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

(ニ) その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものに限る。）の周辺の地域（当該施設の敷地の周囲おおむね一〇〇メートルを限度とする区域内の地域に限る。）

(2) 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法令の規定の遵守のための自主的な活動にも配意することとした。（第二二条第二号関係）

(二) 特定遊興飲食店営業の営業所が滅失した際の許可の特例が適用される滅失事由

営業所が滅失した際の許可の特例が適用される滅失事由として、暴風、豪雨その他の異常な自然現象により生ずる被害等を定めることとした。（第二三条関係）

(三) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関する条例の基準

(1) 営業時間の制限は、深夜において営業を営んではならない時間として午前五時から午前六時までの時間内の時間を指定し、又は深夜から引き続き営業を営んではならない時間として午前六時後午前一〇時までの時間内の時間を指定して行うこととした。（第二四条第一号関係）

(2) 営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について行うこととした。（第二四条第二号関係）

(四) 特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準

(1) 深夜における営業に係る騒音の規制に係る数値は、次に掲げる地域の区分に従い、それぞれ次に掲げる数値を超えない範囲内において定めるものとした。（第二五条第一項関係）

イ　住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域　四五デシベル

ロ　商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域　五五デシベル

ハ　その他の地域　五〇デシベル

(2) 深夜における営業に係る振動の規制に係る数値は、五五デシベルを超えない範囲内において定めるものとした。（第二五条第二項関係）

2　風俗営業の営業延長許容地域の指定に関する条例の基準の見直し

住居集合地域等に隣接する地域のうち、風俗営業等密集地域に該当する地域であって、幹線道路の各側端から外側おおむね五〇メートルを限度とする区域内の地域については、風俗営業の営業延長許容地域として指定することができることとした。（第九条関係）

3　その他所要の規定を整備することとした。

二　建築基準法施行令等の一部改正関係

建築基準法施行令等関係政令の規定を整備することとした。

三　施行期日

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第四五号）の施行の日（平成二八年六月二三日）から施行することとした。

◇水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三八三号）（国土交通省）

水防法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第二二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二七年一一月一九日とすることとした。

◇下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令（政令第三八四号）（国土交通省）

一　下水道法施行令の一部改正関係

1　公共下水道管理者は、雨水公共下水道の事業計画の決定及び変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域を公示して、利害関係人に意見を申し出る機会を与えることとした。（第三条関係）

2　公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の状況、維持管理に要する費用を含む毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源を記載した書類を添付しなければならないこととした。（第四条及び第一七条の六関係）

3　指定都市が設置する雨水公共下水道の事業計画は、都道府県に協議することとした。（第四条の二関係）

4　公共下水道の主要な管渠以外の排水施設及び流域下水道の管渠以外の排水施設の点検の方法又は頻度に係る事業計画の変更は、協議等を要しないこととした。（第五条の二及び第一七条の六関係）

5　公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等（第五条の二関係）

(一) 公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）の構造等を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずることとした。

(二) 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこととした。

(三) (二)の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあっては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこととした。

(四) (二)の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。

(五) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることとした。

6　指定都市が管理する雨水公共下水道は、公衆衛生上の重大な被害等を防止するため緊急の必要がある場合に、都道府県知事が指示することとした。（第二四条の三関係）

二　公害防止事業費事業者負担法施行令の一部改正関係

水防法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第二二号）の一部の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

三　この政令は、水防法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二七年一一月一九日）から施行することとした。